

# ？質問は審査・監察担当までお願いします。

姫路市建築基準法施行細則（抜粋）

## （建築面積の敷地面積に対する割合の緩和）

第17条 法第53条第3項第2号に規定する市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、内角120度以下の二つの道路によってできた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの
- (2) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、内角120度以下の二つの道路によってできた角にある敷地（前号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの
- (3) 各幅員4メートル以上、内角120度以下の二つの道路によってできた角にある敷地（前各号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。）でその敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が500平方メートル以下のもの
- (4) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、間隔50メートル（間隔が一定しない場合にあっては、その平均値とする。以下この条において同じ。）以下の二つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの
- (5) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、間隔30メートル以下の二つの道路の間にある敷地（前号に規定する道路の間にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの
- (6) 各幅員4メートル以上、間隔30メートル以下の二つの道路の間にある敷地（第4号及び前号に規定する道路の間にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が500平方メートル以下のもの
- (7) 前各号に規定する道路によってできた角又は間隔を2以上有する敷地でその面積がこれらの角又は間隔に係る前各号に規定する面積の和以下のもの
- (8) 公園、広場、線路敷、川、海その他これらに類するものに接する敷地で前各号に掲げる敷地に準ずるもの

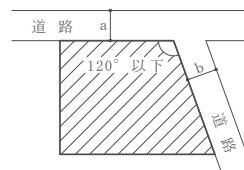
# ※姫路市の角地緩和基準です。

姫路市建築基準法施行細則各号による角敷地等図解

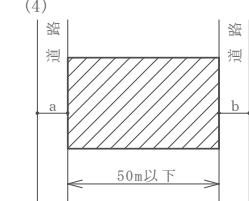
施行細則第17条第1項各号に規定する内容は、以下のとおりです。

## 1. 2,000m<sup>2</sup>以下の敷地の場合

(1)



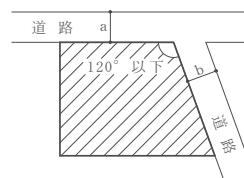
(4)



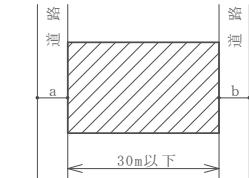
- ①  $a \geq 6m, b \geq 6m$   
かつ  
 $a + b \geq 14m$
- ② 敷地周長の1/3以上が道路に接する

## 2. 1,000m<sup>2</sup>以下の敷地の場合

(2)



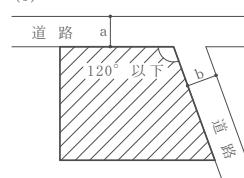
(5)



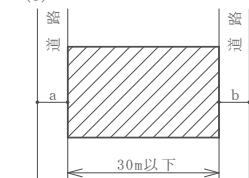
- ①  $a \geq 4m, b \geq 4m$   
かつ  
 $a + b \geq 10m$
- ② 敷地周長の1/3以上が道路に接する

## 3. 500m<sup>2</sup>以下の敷地の場合

(3)



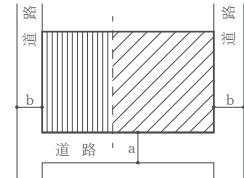
(6)



- ①  $a \geq 4m, b \geq 4m$
- ② 敷地周長の1/3以上が道路に接する

## 4. その他の敷地の場合

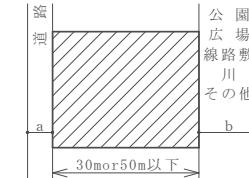
(7)



区分することによりそれぞれが

(1)～(6)の一に該当するもの

(8)



公園、広場、線路敷、川、その他これらに類するものに接する敷地で

(1)～(6)の一に該当するもの